

九州国立博物館文化交流展示室の来館者用ガイドシステム開発業務委託
企画提案公募実施要領

この要領は、標記業務の受注者を選定するために実施する企画提案公募について必要な事項を定めたものである。

1 業務の概要

(1) 名称

九州国立博物館文化交流展示室の来館者用ガイドシステム開発業務

(2) 目的

九州国立博物館4階文化交流展示室において提供予定の来館者が持参するスマートフォンを提供媒体に想定した展示ガイドを開発するものである。

(3) 内容

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 予算規模

9,029千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。なお、応募時に会社概要等、本要件を確認できる書類を併せて提出すること。
- (2) 平成30(2018)年4月1日以降に、国若しくは地方公共団体（独立行政法人含む。）の運営する博物館等（美術館、水族館など、建物内にて展示を行う類似の施設を含む、展示室の床面積が1000㎡以上のものに限る）のガイドシステムの開発・運用実績を2件以上有すること（1次請負業者として参画したものに限る）。なお、応募時に過去の開発・運用実績を証する書類（契約書の写しなどで可）を併せて提出すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しない者。
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和3年6月28日（月曜日）
(2) 説明会	令和3年7月5日（月曜日）
(3) 企画提案公募に関する質問の受付期限	令和3年7月9日（金曜日）
(4) 企画提案公募に関する質問に対する回答	令和3年7月13日（火曜日）
(5) 企画提案書等の提出期限	令和3年7月20日（火曜日）
(6) 選定委員会による審査	令和3年7月27日（火曜日）
(7) 審査結果の通知	令和3年7月下旬（予定）
(8) 契約締結	令和3年8月中旬（予定）

4 応募手続

(1) 本公募に関する質問の受付及び回答

①受付期限

令和3年7月9日（金曜日）12時まで

②提出方法

質問書（様式第2号）を下記9に、電子メール又はファクスにより提出すること。提出後は、質問書の受信について電話で確認すること。

③質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年7月13日（火曜日）までに九州国立博物館ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(2) 企画提案書の提出

本公募への応募を希望する者は、企画提案応募書（様式第1号）に企画提案書（任意様式）を添えて下記により提出すること。なお、企画提案書の様式は、任意とし、原則としてA4判・横書き、左綴じ、片面カラー印刷により作成すること。

①提出期限

令和3年7月20日（火曜日）17時まで

②提出方法

企画提案応募書及び企画提案書8部（正本1部、副本7部。正本には企業の代表印を押印すること。）を下記9に持参又は郵送（郵送の場合は特定記録又は簡易書留）し、併せて企画提案書のデータを電子メールで送付すること。なお、審査員のひとりが視覚障がい者であることを考慮し、提案書はパソコンによる自動読み上げ機能が使用できる体裁とするなど、視覚障がい者が内容を理解できるよう配慮をすること。

(3) 企画提案書への記載事項

企画提案書の様式は任意とするが、上記2の参加資格要件のすべてを満たしていることを前提に別紙仕様書及び下記5の評価項目に沿って、審査を行うため、企画提案書へは別紙仕様書及び下記5の評価項目を念頭にわかりやすく記載すること。

(4) 企画提案書の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該提案参加者を失格とし、その提案は無効とする。

- ①参加資格要件（上記2）を満たさない者が応募したとき。
- ②企画提案書に虚偽の記載が認められたとき。
- ③応募時又は応募後に不正な行為その他審査の公平性を著しく欠く行為を行ったとき。

5 審査方法

選定委員会により、企画提案書及び提案参加者によるプレゼンテーションに基づき審査を行い(審査基準は下表のとおり)、最高得点を獲得した提案参加者を契約候補者とする。なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会で審査の上、合計点数が満点の5割以上である場合は、契約候補者とする。

プレゼンテーションは、令和3年7月27日(火曜日)に九州国立博物館において開催を予定しているが、詳細は提案参加者に別途通知する。

また、審査員に視覚障がい者が含まれることを考慮し、視覚障がい者が内容を理解しやすいよう配慮をすること。

契約候補者が契約を辞退した場合又は審査後に失格となった場合（上記4(4)）は、次点の提案参加者を繰り上げる。

評価項目	評価内容	配点
A: 展示観覧モデルコース提供機能	○「オートプレイ、または使用感がきわめてそれに近い機能」を実現しているか。 特に、利用者が作品の正面に正対したときのみガイドコンテンツがスタートし、そうでないときなど誤スタートしないかどうか。	15点
	○外国語対応を実現しているか。 英・中・韓以外の言語で解説を提供することが可能かどうか、またそのための館職員の作業負担の程度も評価の対象とします。	10点
	○展示替えにともなうコンテンツの入れ替え作業が館職員の手で容易に行えるか。 システム上でのコンテンツの入れ替え作業のほか、展示室内で作業が発生する場合はあわせてそれも評価の対象とします。	15点
	○利用者にとって聞きとりやすく理解しやすいコンテンツの制作についての協力が考慮されているか。 特に、視覚障がい者の意見を取り入れる方策について考慮されているかを評価の対象とします。	5点
	○観覧モデルコースのみならず、展示室内、館内外の導線について音声での案内を提供できるシステムであるか。 特に、視覚障がい者にとって使いやすいシステムであるかどうかを評価の対象とします。	5点
	B: 個別作品の詳細解説提供機能	○利用者が展示室内において、対象作品を目の前にして、その作品の詳細情報に容易にアクセスできるシステム設計となっているか。
○展示替えにともなうコンテンツの入れ替え作業、コンテンツの定期的な加除修正が館職員の手で容易に行えるか。 システム上での作業のほか、展示室内で作業が発生する場合はそれもあわせて評価の対象とします。		15点
○利用者の通信負荷に配慮しているか。		5点
○利用者の操作性、利便性が高いシステムとなっているか。 特に新規にアプリのインストールを要するか否かを評価の対象とします。		5点
C: その他	○A・Bのふたつの機能が展示室内で併存するときに、利用者が混乱しない配慮が十分に施されているか。	5点
	○運用にかかる費用負担が軽微であるか。	5点
合計		100点

6 説明会の開催

(1) 日 時

令和3年7月5日（月曜日）午後14時から

(2) 場 所

九州国立博物館2階 第1会議室

(3) 備 考

説明会は、オンラインによる参加を可能とするが、オンラインによる参加を希望する場合は、事前に下記9へ連絡をすること。

7 契約の締結

(1) 契約候補者と速やかに提案内容を基に協議を行い最終的な仕様を決定した後、見積書の提出を受け、予定価格の範囲内で契約を締結する。協議の結果、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲で仕様書を変更する場合がある。

(2) 契約に当たっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。納付された契約保証金等は、当該契約が良好に履行された後、還付する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。

①受注者が、保険会社との間に、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上とする。）を締結したとき。

②受注者が、福岡県の入札参加資格を有する場合において、過去2年の間に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模（契約金額）をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行しかつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（このことを証する当該契約の発注者の証明書を提出したとき。）

8 その他

(1) 企画提案書の作成並びに応募等に要する費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、提案参加者に無断で、本企画提案公募の目的以外の用途に使用しない。ただし、公文書の開示請求を受けた場合、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、開示の対象となる。

9 問合せ・書類提出先

福岡県立アジア文化交流センター 広報課

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2 九州国立博物館内

電話：092-929-3272 ファクス：092-929-3276 電子メール：kouhou@kyuhaku.jp

受付時間：9時から17時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）